

令和5年 内閣府と関係府省との間で調整を行った提案（A）

1 長野県発案の提案

【重点テーマ：人材（担い手）確保】

（1）特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大

⇒ 通年の雇用確保、移住・定住の促進

現 行	提案内容
労働者派遣法の規定により、建設業務等へは労働者の派遣が禁止されているため、農閑期における派遣先の確保が困難	特定地域づくり事業協同組合が安定した通年雇用を実現できるよう、派遣可能な業務を拡大

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針
特定地域づくり事業協同組合（2条3項。以下この事項において「組合」という。）については、以下の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none">・職業能力開発の一環として行う在籍型出向により、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を、都道府県労働局及び都道府県に令和5年度中に通知する。

（2）特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な

利用量割合の拡大

⇒ 通年の雇用確保、移住・定住の促進

現 行	提案内容
中小企業等協同組合法の規定により、労働者を非組合員へ派遣するにあたっては、組合員の総利用分量の100分の20以内とする必要があるため、農閑期における派遣先の確保が困難	特定地域づくり事業協同組合が安定した通年雇用を実現できるよう、組合員以外への派遣が可能な利用量割合を拡大

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針
特定地域づくり事業協同組合（2条3項。以下この事項において「組合」という。）については、以下の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none">・組合の職員を組合員以外の者へ派遣する際の員外利用規制の組合制度への適用の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(3) 特定地域づくり事業協同組合制度において組合が位置する市町村以外への派遣が可能となるような見直し

⇒ 通年の雇用確保、移住・定住の促進

現 行	提案内容
人口急減地域特定地域づくり推進法の規定により、組合が位置する市町村以外へ労働者を派遣することができないため、農閑期における派遣先の確保が困難	特定地域づくり事業協同組合が安定した通年雇用を実現できるよう、組合が位置する市町村以外への派遣制限の見直し

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針
<p>特定地域づくり事業協同組合（2条3項。以下この事項において「組合」という。）については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域外派遣（19条）の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【その他】

(4) 地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（医療事業分））の内示時期の早期化

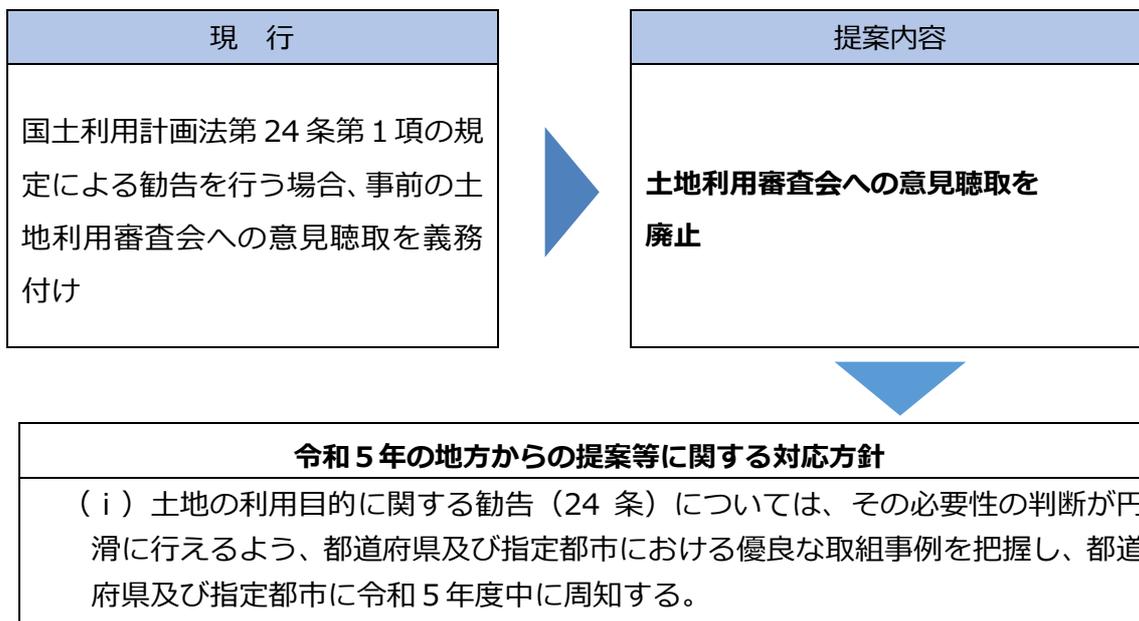
⇒ 事業実施の早期化による円滑な事務の執行が可能に

現 行	提案内容
都道府県への交付金の内示時期が遅く（R4: 8/5）、要望額全額が交付される保証がない状態で事業を実施しなければならず、事業者への負担が生じている	地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（医療事業分））の内示時期を早期化し、年度当初に配分額を示すこと

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針
<p>以下に掲げる交付金等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療介護提供体制改革推進交付金（6条） ・医療施設等施設整備費補助金 ・医療施設等設備整備費補助金 ・医療提供体制施設整備交付金 ・医療提供体制推進事業費補助金

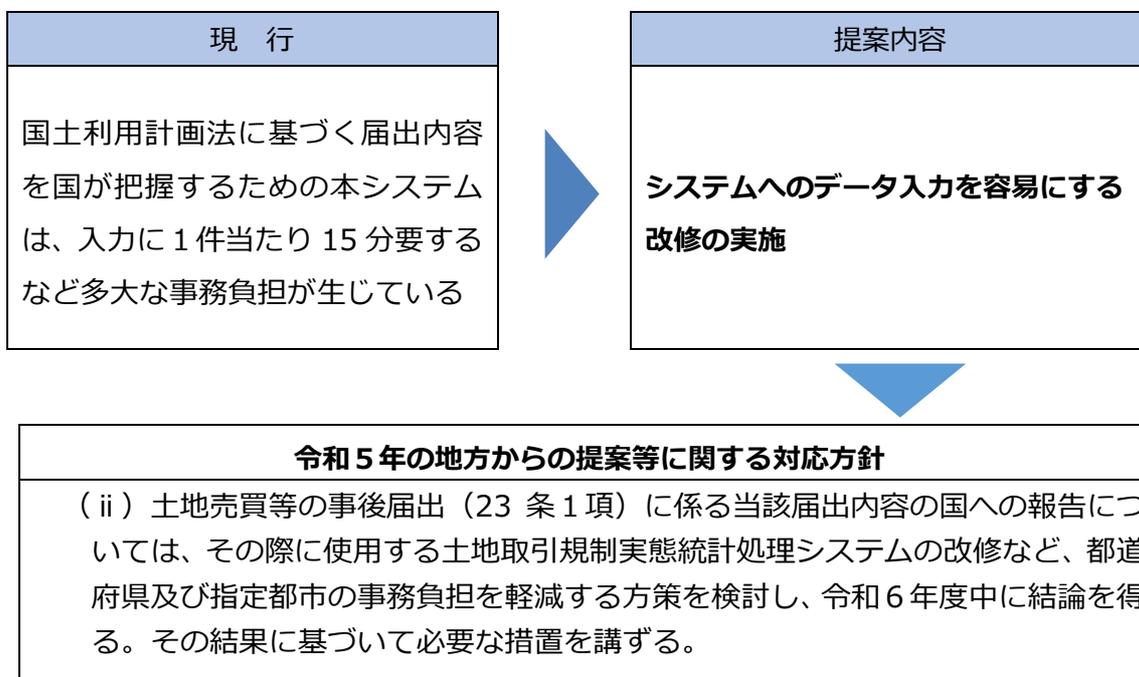
(5) 国土利用計画法第 24 条の規定による勧告を行う場合の土地利用審査会への意見聴取の廃止

⇒ 形式的な意見聴取を廃止し、届出のあった土地利用計画に対する迅速・適切な行政指導の実施を確保



(6) 土地取引規制実態統計処理システムの入力の簡素化

⇒ 入力時間の短縮化による都道府県の事務負担の軽減



2 他の地方公共団体等との共同提案

No.	提案及び対応方針
1	<p>農山漁村振興交付金における計画認定過程の見直し（宮城県、山形県、広島県、他4市町）</p> <p>⇒【対応方針】</p> <p>農商工等連携事業計画の認定（4条1項）に当たっては、農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度中に通知する。</p>
2	<p>結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限の見直し（岡山県、栃木県、岐阜県、中国地方知事会）</p> <p>⇒【対応方針】</p> <p>結核に係る定期の健康診断の通報又は報告（53条の7）の頻度（施行規則27条の5第1項）については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、現行の月1回から頻度を減らすことについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる</p>

令和5年 その他の提案（B）

1 関係府省における予算編成過程で検討される提案

No.	提案及び対応方針
1	保育所において子育て支援員研修修了者等を保育士に代えて配置可能にする見直し

2 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案

No.	提案及び対応方針
1	保育室の居室面積の「参酌すべき基準」への見直し
2	地権者が市町村等に公拡法に基づく土地の買取りを希望する場合の、対象地域の追加
3	【他団体との共同提案】 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく医療費助成制度における負担条件の見直し（茨城県、栃木県、東京都）